



# 転居手続きチェックシート



六ヶ所村 ☎0175-72-2111(代表)

(※あてはまる手続きを行って下さい)

担当課 (内線番号)	種別	確認	下記に当てはまる方はいますか	手続きの内容	必要なもの
住民課 (内線104)	転居	<input type="checkbox"/>	転居の届出をされる方	転居の手続き(14日以内)	・新しい住所地に住まれてからの届出になります。 ・本人確認書類
	印鑑 住所	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしている方	住所は自動的に変更になりますので手続きはありません	
		<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードをお持ちの方	住所変更およびカードの裏書	・暗証番号 ・マイナンバーカード
		<input type="checkbox"/>	マイナンバー通知カードをお持ちの方		・マイナンバー通知カード
		<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カードをお持ちの方	住所変更手続き	・暗証番号 ・住民基本台帳カード
健康課 (内線144)	保険	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度に加入している方	被保険者証の交付申請(保険証は後日郵送、古い被保険者証の返却)	・旧住所の被保険者証等
福祉課 (内線138)	年金	<input type="checkbox"/>	年金を受給中の方	各相談先 年金事務所 年金事務所 共済組合	各相談先でご相談下さい。
	介護	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証、負担割合証をお持ちの方	介護保険被保険者証、負担割合証の住所変更	・旧住所の介護保険被保険者証、負担割合証
		<input type="checkbox"/>	介護保険負担限度額認定者がある世帯へ転居した方	介護保険負担限度額認定の再申請	受付窓口でご相談ください。
	障がい	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・各種手帳 ・印鑑 ・マイナンバーカード または通知カード ・申請者の身分証明書
		<input type="checkbox"/>	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受給している方	記載事項変更	・記載事項の変更がわかるもの(住民謄本等) ・印鑑 ・マイナンバーカード または通知カード ・申請者の身分証明書
		<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス・障害児通所支援・受給者証をお持ちの方		・各受給者証 ・印鑑 ・マイナンバーカード または通知カード ・申請者の身分証明書
	障がい	<input type="checkbox"/>	自立支援医療(精神通院医療)(厚生医療)(育成医療)を受給している方	記載事項変更	・各受給者証 ・印鑑 ・保険証 ・マイナンバーカード または通知カード ・申請者の身分証明書
		<input type="checkbox"/>	重度心身障害者医療費等助成を受給していた方(同一世帯に受給者がいる方も含む)	認定内容変更	受付窓口でご相談下さい。
	動物	<input type="checkbox"/>	犬を飼っている方	登録内容の変更	・印鑑
	税務課 (内線129)	保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入している方	得喪届の手続き(被保険者証の交付・古い被保険者証の返却)

子ども支援課 (内線273～275)	児童手当	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給している方 (0歳～中学生のお子さん)	住所変更	・印鑑
	特別児童扶養手当	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給している方	記載事項変更 (住所変更)	・証書 ・印鑑
	医療費	<input type="checkbox"/>	乳幼児等医療費受給証をお持ちの方 (0歳～中学生のお子さん)	乳幼児等医療費受給証の住所変更	・乳幼児等医療費受給資格証 ・印鑑
		<input type="checkbox"/>	児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成を受給している方	・住所変更 ・同居親族に関する申告(児扶)	・ひとり親等医療費受給資格証 ・児扶証書 ・印鑑
保育所	<input type="checkbox"/>	保育所・認定子ども園に入所している お子さんがいる方	住所変更	・印鑑	
学務課 (内線255)	転校	<input type="checkbox"/>	村内小中学校に在学されているお 子さんがある方	転校手続きについて ※引き続き現在の学校への通学 を希望する場合は手続きが必要 です。 また、学区に変更のない転居の 場合、手続きの必要はありません。	・印鑑
建設課 (内線319)	住宅	<input type="checkbox"/>	村営住宅を世帯主が返還する時	返還手続き	・印鑑 ・住民票
		<input type="checkbox"/>	村営住宅から同居人が転居した時	異動手続き	
農業委員会 (内線325)	農業者 年金	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給している方	農業委員会又は農協	各相談先でご相談下さい。
上下 水道課 (内線174)	水道	<input type="checkbox"/>	水道を使用する方 または使用をやめる方	・前住所の水道閉栓の連絡 ・新住所の水道使用の連絡 ※引き続き別の方が水を使用す る場合は、使用者等の変更手続 きが必要です。	上下水道課・支所・出張所において 手続きして下さい。 ・印鑑

